



2022年2月10日

各 位

会社名	APAMAN株式会社
代表者名	代表取締役社長 大村 浩次 (JASDAQ・コード 8889)
問合せ先	管理本部副本部長 高田 雅弘
TEL	03-3231-8020

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力会社に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力会社に対して、有償にて本新株予約権を発行するものであります。本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

これにより、本新株予約権の付与対象者が既存株主の皆様と株価変動リスクを共有することで、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、株価条件の発動水準を行使価額の30%に設定した理由といたしましては、当社の過去の株価推移を考慮のうえ、株価水準へのプレッシャーを意識しつつ、当社の業務拡大及び企業価値の増大を達成するための適切な水準が、現時点の株価の概ね30%程度であると判断したためであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.67%に相当しますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

1,215 個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたり金 100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は、当社普通株式 121,500 株とする。ただし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

付与株式数は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 487 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の処分の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2022年3月18日から2032年3月17日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日から行使期間の末日に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の3ヶ月間（当日を含む63取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となった場合、倒産した場合、その他本新株予約権の割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をした場合
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使

は認めない。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022 年 3 月 18 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2022年3月18日
9. 申込期日
2022年3月11日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|-----------|-----|------|
| 当社従業員 | 3名 | 150個 |
| 当社子会社の取締役 | 14名 | 625個 |
| 当社子会社の従業員 | 2名 | 40個 |
| 社外協力者 | 1社 | 400個 |

Ⅲ. 割当先の選定理由等

1 【割当予定先の状況】

1. 当社従業員

a. 割当予定先の概要

氏名	当社従業員3名
住所	－（注）
職業の内容	当社従業員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社従業員3名のうち2名は、合計で当社普通株式1,380株を保有しております。
人事関係	当社の従業員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

2. 当社子会社の取締役及び従業員

a. 割当予定先の概要

氏名	当社子会社の取締役 14 名 当社子会社の従業員 2 名
住所	－（注）
職業の内容	当社子会社の取締役及び従業員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社子会社の取締役 14 名のうち 4 名は、合計で当社普通株式 470 株を保有しております。
人事関係	当社子会社の取締役または従業員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

3. 社外協力会社

a. 割当予定先の概要

名称	ワールドセブンシーズ株式会社
本店の所在地	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目 212 番地
直近の有価証券報告書等の提出日	該当事項はありません。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	同社の代表取締役高橋誠一氏は、当社普通株式 71,490 株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏はアパマンショップ FC 本部の相談役であります。

（注） 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員の一層の意欲及び指揮を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名等の記載は、省略させていただいております。

なお、本新株予約権の付与にあたり、当社は社外協力会社に対して、反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行い、反社会的勢力とは一切の関係がないことを確認しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（2）割当先を選定した理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結

東力をさらに高め当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力会社の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であり、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力会社に付与することといたしました。

社外協力会社の代表者である高橋誠一氏は、当社創業時よりアパマンショップFC本部の相談役を務めて頂いております。また、三光ソフランホールディングス株式会社の代表取締役や全国賃貸管理ビジネス協会の会長を務められており、旭日双光章を受章されております。13万社を超える不動産会社のデジタル化の推進に向け、同氏より豊富な業界経験に基づいた的確な助言や提言をいただくことを目的として、割当先として選定しました。なお、社外協力会社は、同氏の資産管理会社となります。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みおよび本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭等により確認をしております。

以上